

26

中小企業投資育成株式会社による投資制度

〔株式、新株予約権付社債の引受け等を通じて中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を支援〕

支援内容

投資の種類

株式の引受

持株比率	原則 増資後の発行済株式総数の50%以内
引受価額	1株あたりの予想利益をもとに、今後の収益力、技術力、成長性等を総合的に判断して評価 (原則として中小企業庁と国税庁との間で定められた算定方式による)
配 当	業績に応じた無理のない配当
保有期間	中立安定株主として長期間の保有

新株予約権付社債の引受

引受の限度	新株予約権をすべて行使したとした場合の発行株式総数の50%以内
行使価額の算定方法	上記 の引受価額の算定方法と同じ方式
利 率	原則 長期プライムレートを基準に決定(変動性)

新株予約権のみの引受けも可能です。

支援対象

対象者	資本金の額が3億円以下の株式会社又は資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方 特例法(中小企業労働力確保法等)による投資の場合は、資本金が3億円を超えるものであっても投資対象となります。
対象業種	風俗営業等を除く全業種

施策利用のポイント

新株の引受の基準は以下になります。

- ・事業が成長発展する見込みがあること
- ・経営基盤の強化等の努力を行っていることと認められること

上記の選定を行うにあたって次の項目の審査が行われます。

- (1) 経営者、経営管理層のマネジメント能力
- (2) 設備、技術の優位性・独自性
- (3) 事業の特長、競争優位性及び成長性
- (4) 営業・販売力
- (5) 財務の健全性
- (6) 収益力及び事業計画の実現可能性
- (7) その他当該企業の審査に関して必要な事項

問い合わせ先・申請先

東京中小企業投資育成株式会社 TEL 03-5469-1811 <http://www.sbic.co.jp/>
名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL 052-581-9541 <http://www.sbic-cj.co.jp/>
大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700 <http://www.sbic-wj.co.jp/>